

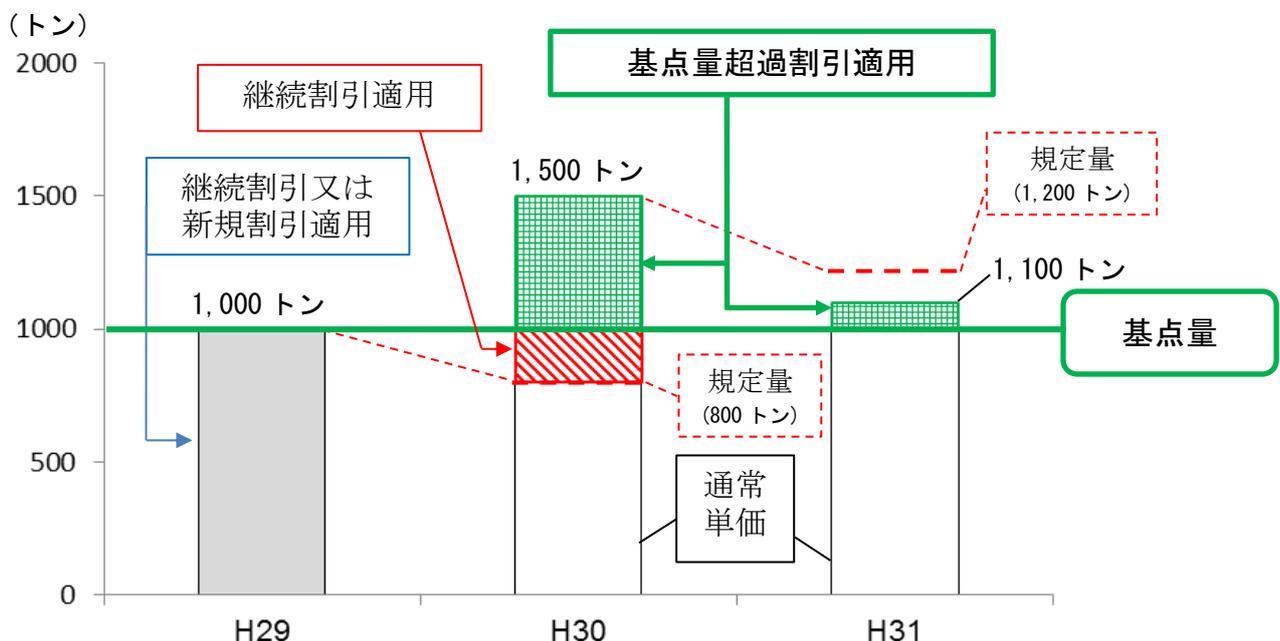
**基点量超過割引制度開始のお知らせ**  
【期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日】

**○基点量超過割引の特長**

- (1) 全ての廃棄物搬入事業者が対象となります。(前年度から継続して搬入がある場合。)  
これまで鉱さい割引のみ適用であった鉱さいについて、基点量超過割引も適用します。  
なお、新規割引及び継続割引は、従来と同様に鉱さいを除く廃棄物に適用します。
- (2) 基点量(固定)を超過する搬入について、毎年度続けて割引を適用します。  
継続割引は、多く搬入した翌年度には規定量(前年度搬入実績の 80%)が増えますが、基点量超過割引は、固定となる基点量を超過すれば、毎年度必ず割引を適用します。
- (3) 他の割引に優先して適用します。  
基点量を超過する搬入について、他の割引(鉱さい割引、継続割引)に優先して適用します。  
なお、基点量を超過するまでは、他の割引を引き続き適用します。

**○基点量超過割引の概要**

- (1) 割引の対象  
産業廃棄物及び一般廃棄物(建設発生土は対象外)
- (2) 割引の内容  
前年度から継続して搬入がある事業所から基点量を超過して搬入された量に対して、基点量超過割引単価(次ページ参照)を適用します。
- (3) 基点量  
基点量は平成 29 年度搬入実績量<sup>(注)</sup>とします。  
また、基点量は産業廃棄物(全品目合計)と一般廃棄物のそれぞれに設定します。  
(注)平成 29 年度搬入実績量が無い場合は初年度搬入実績量とする。
- (4) 割引のイメージ(継続割引との併用となる場合)



※鉱さいを搬入する場合は、基点量以下の搬入量について鉱さい割引を適用します。  
また、鉱さいと鉱さい以外の産業廃棄物を併せて搬入する場合は、搬入状況により鉱さい以外の産業廃棄物について継続割引が適用される場合があります。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

時限的割引(4種類):

鉦さい割引、基点量超過割引、継続割引

.....平成30年4月1日から平成32年3月31日まで適用

新規割引.....平成29年11月27日から平成32年3月31日まで適用

(単位:円/トン)

区分	処分単価	鉦さい割引単価	新規割引単価	基点量超過割引単価	継続割引単価						
					継続年数 2年目	同 3年目	同 4年目	同 5年目以降			
産業廃棄物	主として安定型区画に処分 廃プラスチック類(※)	溶融固化物	16,100	/	14,500	11,300	13,700	12,900	12,100	11,300	
		その他	61,000	/	54,900	42,700	51,900	48,800	45,800	42,700	
	ゴムくず(※)	61,000	/	54,900	42,700	51,900	48,800	45,800	42,700		
	金属くず	11,200	/	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900		
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※)	海面に浮くもの	76,300	/	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500	
		その他	11,200	/	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900	
	がれき類(※)	海面に浮くもの	76,300	/	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500	
		その他	11,200	/	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900	
	管理型区画に処分	自動車等破砕物(※)	溶融固化物	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000
			その他	76,300	/	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500
燃え殻		15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
無機性汚泥		15,700	/	14,200	9,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
鉦さい		15,700	9,800	/	7,000	/	/	/	/		
ダスト類		15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
第13号廃棄物		15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
一般廃棄物	燃え殻	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
	ばいじん	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
	溶融スラグ	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
	建設発生土	3,000	/	/	/	/	/	/	/		
	その他	8,000	/	/	/	/	/	/	/		

- 注1) 埋立処分料金は、計量重量(10kg単位)で算定する。
- 注2) 産業廃棄物は埋立処分料金のほかに、産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)を加算する。
- 注3) 埋立処分料金には消費税が別途課される。
- 注4) 斜字体は鉦さい割引単価、新規割引単価、基点量超過割引単価及び継続割引単価であり、平成32年3月31日までの時限措置とする。
- 注5) 新規割引単価については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に新たに廃棄物(鉦さいを除く。)を搬入する事業所の当該年度搬入量に適用する。
- 注6) 基点量超過割引単価については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に前年度に引き続き搬入する事業所からの廃棄物の年度搬入量が、基点量(平成29年度の搬入実績量)を超過した場合の超過量に適用する。  
ただし、平成29年度に搬入実績のない事業所については、初年度の搬入実績量を基点量とする。
- 注7) 継続割引単価については、廃棄物(鉦さいを除く。)の年度搬入量が規定量(前年度の搬入実績量の80%)を超過した場合の超過量(基点量超過割引が適用される量を除く。)に適用する。
- 注8) 継続割引単価の継続年数とは、継続して搬入実績のある年数をいう。  
ただし、廃棄物(鉦さいを除く。)の年度搬入量が規定量未満の場合(廃棄物最終処分量の減少等のやむを得ない事情がある場合を除く。)は継続がないものとし、1年目として扱う。
- 注9) 各割引に係る運用の詳細については理事長が別途定める。
- 注10) ※の品目のうち、海面に浮くものは当分の間、受け入れない。